

2023おおがわら商品券取扱店募集要領

本募集要領は、「2023おおがわら商品券発行事業取扱店・換金等業務委託仕様書」(以下「委託仕様書」という)に基づき、2023おおがわら商品券(以下「商品券」という)を取扱うことができる事業所(以下「取扱店」という)の募集を実施するものであり、募集要領に定めのない事項については、実施要項を準用する。

1. 実施主体・発行者

大河原町

2. 事業名称

2023おおがわら商品券発行事業

3. 事業の概要

- (1) 大河原町から全町民に一人当たり5,000円の商品券(500円券10枚)を無償配布。

令和5年10月1日現在で登録されている世帯主に配達証明による郵送。

対象：全町民 約23,800人

- (2) 発行する商品券の内容

5,000円分の商品券のうち使用できる範囲は次のとおり。

- ① A券 地元店舗等でのみ使用可(500円券×5枚、2,500円分)
- ② B券 地元店舗等及び大規模な店舗で使用可(500円券×5枚、2,500円分)

※ 大規模な店舗はB券のみの使用となる。A券は使用できない

- (3) 取扱店

- ① 大河原町内の事業所。
- ② 大河原町商工会に取扱店舗として登録した店舗。

- (4) 店舗区分

- ① 地元店舗等とは、町内に店舗や事業所を有する売場面積が500㎡未満の小売店舗、その他業種の店舗をいう。
- ② 大規模な店舗とは、町内に売場面積が500㎡以上の小売店舗をいう。

4. 取扱店の募集受付期間

令和5年9月27日(水) ～ 令和5年10月13日(金)

ただし、募集受付期間終了後も2023おおがわら商品券(以下「商品券」という。)の利用期間内であれば取扱店の登録ができるものとする。

5. 商品券の使用期間

令和5年12月1日（金） ～ 令和6年2月12日（月・祝）

6. 商品券の使用等

- (1) 商品券取扱店においてのみ、使用期間内に限り使用できるもの。
- (2) 商品券による購入後の返品はできない。
- (3) 商品券の交換、譲渡、転売は禁じる。
- (4) 商品券に使用においてのつり銭は支払わない。
- (5) 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者等事業実施者は責を負わない。
- (6) 商品券の利用対象とならないものは次のとおり。
 - ① 商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
 - ② たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ③ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
 - ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - ⑤ 出資や債券の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
 - ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
 - ⑧ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払
 - ⑨ 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑩ その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

7. 取扱商品券の換金手続等

取扱店は、特定取引により受け取った商品券（以下「取扱商品券」という。）を換金しようとするときは、次に掲げる手続きにより商工会に請求するものとする。

(1) 商品券の取り扱い

取扱店は、お客様が購入又はサービス等を受けるために持ち込まれた商品券（額面500円：大河原町発行）については、当該価格で取り扱う。

(2) 請求方法

取扱店で回収された「商品券」については、毎週木曜日、金曜日及び毎月末

日を換金手続き日とする。ただし、12月分については12月27日（水）、
2月分については2月16日（金）を月末の換金手続き日扱いとする。

取扱商品券（裏面に取扱店のゴム印を押印したもの）を商工会へ持参すると共に、**商品券換金申請書へ商品券の枚数を記入**し、請求するものとする。木曜日、金曜日、月末日の持ち込みが不可の場合は事前に商工会へ連絡すること。

(3) 取扱店が持参した商品券は、商工会で審査の上、毎月10日(土日の場合は前日)に取扱店の指定口座へ振込むものとする。

ただし2月分に関しては、**2月16日（金）締切日**、**2月29日（木）振込**とする。

(4) 振込手数料は商工会の負担とする。

8. 取扱店の登録方法

(1) 取扱店の登録を希望する事業所は、「商品券取扱店・申込書」及び「商品券代金振込先の指定口座申込書」を大河原町商工会に提出するものとする。

9月27日（水）から10月13日（金）

(2) 大河原町商工会は、承認した事業所に対し取扱店であることの資材（ポスター等）を商工会窓口で配布する。

11月20日（月）・21日（火）

9. 登録取扱店の周知

(1) 対象者への商品券送付時に、発送時点での取扱店の一覧を同封

(2) 大河原町及び商工会のホームページに掲載

(3) その他

10. 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。

11. 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

12. 届出事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは、速やかに大河原町商工会に届け出るものとする。